

事業計画書

【注意事項】

1部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士。以下「地域包括支援センター職員」という。）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。

担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切にして、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。

1 地域包括システムの推進

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「南区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「南区地域福祉保健計画」の推進に取り組んでいきます。

2 指定管理者としての取組

(1) 高齢者支援

- ア 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- イ 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。
- ウ 住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- エ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認

知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。

- オ さまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- カ サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

(2) 子育て支援

- ア 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。
- イ 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。
- ウ 地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。
- エ 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

(3) 障害者支援

- ア 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- イ 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりの構築に取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

浦舟地域ケアプラザの担当エリアのお三の宮地区、寿東部地区はともに平坦な地形でどの世代にとっても住みやすい地域となっています。鉄道（横浜市営地下鉄、京浜急行）5駅、横浜市営バスを徒步圏で利用できる地域です。横浜市営地下鉄阪東橋駅近くには、昭和3年開業の横浜橋商店街があり、生鮮、総菜、中国、韓国食材など約130店舗が軒を連ねており、国際色豊かな地域の台所として賑わいをみせています。

利便性の良さから近年ワンルームマンションの建設が増加し、生産年齢人口が増加しています。

横浜市立大学附属病院を中心に医療機関や調剤薬局、介護事業所数が多く、またエリア内に高齢者住宅が12棟あるため高齢者にとっても住みやすい地域となっています。高齢化率は21.05%と区平均（26.64%）を下回っていますが、高齢者独居世帯数は3,380世帯と市内平均の2,036世帯を大きく上回っており、ワンルームマンション増加に伴う課題も見受けられます。

一方でファミリー向けのマンションの建設が少ないため0～14歳の人口比率は年々減少傾向にあり、6.3%となっています。

また令和2年度の国勢調査の結果から、外国人の割合はお三の宮地区は9.2%、寿東部地区は17%となっており（横浜市は2.3%）、現在も増加傾向にあります。

2 地域の魅力

人情味あふれる温かい街で活気に満ちています。お三の宮日枝神社で行われる例大祭は、神奈川の祭り五〇選に選ばれています。また金刀比羅大鷲神社の酉の市は、横浜の初冬を告げる行事になっており、どちらのお祭りも地元の方だけではなく多くの人が訪れています。

3 地域の課題

（1）高齢者

- ア 今まで地域ケアプラザの事業に参加されていた方が年齢を重ねて足が遠のき、自宅に閉じこもりがちになる傾向があります。
- イ ワンルームマンションの増加によりオートロック問題や自治会未加入の課題が増えています。直近5年間で町内会加入率が約10%減少しており、地域のつながりが薄くなっている課題があります。
- ウ 身寄りのない高齢者が増加しており、認知症が悪化するなど、課題が深刻化してから相談につながるケースが目立ち、権利擁護に関する相談も増えています。

（2）子ども

- ア マンションに若い世代の転入があり、赤ちゃん学級や子育て支援など、乳幼児対象の事業の参加者は増加していますが、小学校への入学を機に転出する世帯が多い印象があります。
- イ エリア内の小学校の南吉田小学校は外国籍や外国にルーツをもつ子どもが6割近くを占め、中国、アメリカ、ベトナムなど20か国以上にわたります。福祉教育などの啓発活動も、わかりやすい工夫が求められます。
- ウ 子ども会活動は、子どもの数の減少と担い手不足により、活動が難しくなっている自治会

町内会が増えています。

(3) 障害者

障害のある方への理解が地域の中で十分に広がっているとは言えません。支援を必要とする人に近隣住民が気付き、孤立することがないよう、関係機関や団体につながる仕組みが必要です。

(4) 大規模災害

大正12年9月1日に発生した関東大震災においては、お三の宮地区、寿東部地区とも、地震による建物倒壊と大規模火災に見舞われ、その被害状況は代々語り継がれています。現在も、浦舟一丁目は木造住宅が密集していることから、地震火災対策地域に指定されています。

大岡川、中村川に挟まれた地勢であり、大雨、台風、津波時は洪水浸水高潮の危険もあります。(0~0.5m)

(5) その他

様々な世代への支援が必要であるとともに、複合的な課題を持つ世帯も増えています。高齢者虐待の事例では、認知症、精神疾患、生活困窮など、多重問題を抱えるケースがほとんどです。また、高齢者虐待では養護者支援が欠かせない視点ですが、主な養護者である子の世代に対して、認知症や介護に関する知識や情報の、幅広い周知活動ができていません。

4 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

5 具体的な取組

(1) 高齢者支援

ア 出張講座、出張相談の実施

地域の自治会町内会や地区社会福祉協議会が行っている事業を地域ケアプラザの広報紙で紹介する他、チラシの掲示、事業への多職種参加等により地域活動に協力します。また、高齢者用市営住宅や町内会館で講座、相談を行うなど、積極的に地域に出向いて、地域の福祉保健を推進し、「身近な相談者」としての役割を果たしていきます。さらに、養護者支援の視点を持ち、認知症や精神疾患、介護について、身近な場所で学ぶ機会を作ります。

イ 地縁組織を中心としたネットワークづくり

連合自治会町内会・単位自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員などの地縁組織と医療機関や福祉施設、障害関係団体、ボランティア団体、地域企業、ワンルームマンション居住者などが共に連携して、相互理解を図り、情報を共

有するためのつなぎ役となり、誰もが住みやすい町づくりを進めていきます。

令和5年度には「地域に暮らす高齢者の見守りネットワークについて考える」をテーマに包括版地域ケア会議を行いました。

参加者から地域課題として

「支援が必要な方の早期発見」

「安否確認の仕組み」

「本人家族との関わり」

「マンション住民との連携」

「顔が見える関係づくり」

などがありました。



「包括版地域ケア会議」

地域としても地域のつながりが希

薄になっていることを課題として

捉えており、地域ケアプラザも地域と連携してこの課題解決に取り組んでいきます。

- ウ 権利擁護の取組については、積極的に権利擁護に関する周知活動を実施していきます。地域活動などへ足を運び、周知活動と個別相談を今後とも実施していきます。さらに転入してくる高齢者が多い地域なので、南区役所高齢・障害支援課や生活支援課、民生委員・児童委員、近隣の医療機関との連携も密に行い、直接的な支援を継続していきます。

(2) 子育て支援

- ア 地域の子育て支援のため、気軽に参加でき、ちょっとした相談ができる子育て広場事業（2事業）を、地域子育て支援拠点やボランティアと共に自主事業として実施するほか、地域における子育て支援事業においても発展するよう支援します。把握した相談に対しては、情報提供や必要な相談先につなぐなど、切れ目のない支援を行います。
- イ 地域子育て支援拠点などとも更に連携を深め、地域の子育ての悩み事に寄り添い、課題の解決に向け、新たな事業を企画・実施していきます。
- ウ 地域の小学校において福祉教育等を行う際には、映像や図を活用し、外国にルーツを持つ子どもや、配慮が必要な子どもにも理解が進む工夫を行います。

(3) 障害者支援

- ア 地域の相談機関として、障害者に関する相談に積極的に取り組んでいきます。障害者への理解を深めるため、交流を目的とした地域住民との自主事業を計画していきます。
- イ 区内の障害関係施設や団体、地域活動ホームとの連携を深め、共生社会実現のための活動を実施していきます。

(4) 防災への取組

- ア お三の宮・寿東部地区共に防災に力を入れており、地域ケアプラザも年1回の防災訓練に参加しています。

イ 地域ケアプラザは災害時の福祉避難所として、区と協定を結んでいることから、独自の業務継続計画（B C P）を策定し、大規模災害発生時への準備を行っています。

ウ 災害時支援にあたっては、地域の施設や区役所等と平時から連携し、いざという時に備えていきます。また、当地域ケアプラザは南区洪水ハザードマップの浸水が想定される区域であるため、避難訓練を定期的に実施します。



「訓練に使用するスロープ」

(5) 民生委員児童委員協議会、連合や単位の自治会町内会への積極的支援

民生委員・児童委員とともにを行う事業として、新たに「ワンルームマンションとの顔の見える関係づくり」を令和7年度からの実施に向けて取り組んでいきます。連合自治会町内会や単位自治会町内会行事に積極的に参加するなど、地域と共に歩み、考え、地域の課題解決に取り組みます。

(6) 医療機関と地域のつなぎ役となる

いつまでも住み続けられる地域づくりのため、在宅医療機関や、病院、診療所、歯科医院、薬局等医療機関や在宅医療連携拠点と連携を深め、相談・支援を行うことに加えて、地縁組織などの強い絆を資産とし、医療機関等と地域のつなぎ役を果たしていきます。具体的には、個別・包括地域ケア会議等を通してのネットワークづくりを更に進めていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

(1) 各地区社会福祉協議会定例会や民生委員児童委員協議会定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有します。また各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。

(2) 民生委員児童委員協議会と連携を密にし、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有と支援の充実を図っていきます。

(3) 各地域防災拠点や地域の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。

(4) 連合自治会町内会行事などの地域行事に積極的に参加し、歴史ある誇れる地域活動を共に盛り上げていきます。またその中で地域の課題を発見し、地域の皆様と共有した上で、共に解決に向けた具体的な取組につなげていきます。

2 行政との連携

(1) 月に一度、南区役所高齢・障害支援課、生活支援課、南区社会福祉協議会地区担当と地域包括支援センター3職種に生活支援コーディネーターを加えた4職種で、カンファレンスの場を設け、地域の状況の把握、事業の進捗確認、個別ケース対応について検討及び、情報共

有を行っていきます。

(2) 南区の福祉保健等についての動向や地域情報に関して、南区福祉保健センターと情報共有を行い、第5期福祉保健計画の地区別計画策定に向けて、協働して取り組んでいきます。

3 南区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域におけるアセスメントの情報共有をすることで連携を図っていきます。
- (2) 「ボランタリーフェスタ」に協力するなど、ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取り、役割分担を行いながら、共にボランティア活動の支援・育成を行っていきます。
- (3) 権利擁護事業においても、役割分担の上、相談支援を積極的に実施するほか、「あんしんセンター」と連携を進めていきます。
- (4) 地域ケアプラザ独自の生活困窮世帯等に対する食支援を、南区社会福祉協議会と連携しながら行っています。関係団体の協力を得ながら、地域のセーフティーネットとして取り組んでいきます。

4 医療機関との連携

- (1) 在宅医療機関や、病院・診療所・歯科医院・薬局等に対し、地域ケア会議や地域ケアプラザで行われる各種事業や会議にお招きすることにより、医療機関と地縁組織の相互理解を進め、ネットワークづくりの橋渡し役となっていきます。
- (2) また、医療機関等と介護保険事業所やケアマネジャー相互に対し、情報収集と情報提供を行うなど、連携の強化に努めています。併せて、在宅医療連携拠点とも協力し、地域の医療と介護の連携強化を進めていきます。隣接している横浜市立大学付属市民総合医療センター等の医療機関に地域ケアプラザの機能を知って連携していただくための広報活動を行っていきます。
- (3) 協力医の来所時には、各事業担当者が医療面からのアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしていきます。
- (4) 南区医師会主催等によるケアマネジャー専門職も参加した勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加し、情報の共有を図っていきます。

5 障害者団体との連携

- (1) 地域活動ホームや障害者施設等との連携を深め、制度の枠にとらわれない新しい事業展開を行っていきます。
 - (2) 地域の身近な相談機関として、今後も積極的に障害に関する相談・支援を行い、地域活動ホームなどと連携し、役割分担を行いながら、支援の充実を図っていきます。
 - (3) 連合自治会町内会・単位自治会町内会・民生委員児童委員協議会等、地縁組織との強いつながりを生かして、障害者団体や障害当事者等とのつなぎ役となり、地域の行事やお祭りに、障害者と共に参加する機会を増やしていきます。
- 共生社会実現のため地域における理解促進の啓発事業を多数実施していきます。

6 子育て団体との連携

- (1) 子育て広場事業や、お三の宮地区社会福祉協議会が地域で実施している子育て支援事業

に積極的に参加し、事業の発展を目的に支援していきます。自主事業にあたっては、地域のボランティアの協力で「読み聞かせ」を実施するなど、地域のボランティアとの連携と活躍の場を広げていきます。

(2) 地域の身近な相談機関として、子育て支援を積極的に実施していきます。

外国にルーツを持つ子どもが多いことから、地域子育て支援拠点と情報共有し、言語や生活支援が必要な場合には、協力していきます。

また、地域の子育てサークルなどにも積極的に出向き、活動に関する相談を聞き支援を展開していきます。

(3) 地域子育て支援拠点などとも積極的に連携を図り、役割分担のもと、区内全体の子育て支援の役割を果たしていきます。

7 他の地域ケアプラザとの連携

区内の地域ケアプラザ所長連絡会や地域ケアプラザ間の専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、連携を深めることにより充実した取組を行えるように努めます。また、近隣の地域ケアプラザと協働の自主事業の開催等をとおして地域福祉保健計画の推進に努めています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

同一敷地内（南区浦舟複合福祉施設）の各団体とは常に密接に連携し活動を続けており、今後も様々な連携を深めています。

(1) 南区社会福祉協議会：「ボランタリーフェスタ」のほか、様々な市民向け講習会や研修会に協力しています。また地域支援にあたっても、密接に連携、情報交換の上、支援を行っていきます。

(2) みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ：「街の先生」などのボランティアの紹介を受けて、自主事業やデイサービスでのボランティア活動など、地域住民の活躍の場を広げます。

(3) 特別養護老人ホーム「横浜市浦舟ホーム」：当法人が運営していることから、介護技術指導を受けるなど、連携しながら高齢者支援技術・知識の向上を図っていきます。

(4) 全施設（ARC横浜、横浜市浦舟特別支援学校、浦舟コミュニティハウス、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、子どもの居場所「フリースペースみなみ」、パーソルダイバーズよこはま夢工房、南区社会福祉協議会、救護施設「横浜市浦舟園」、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」、特別養護老人ホーム「横浜市浦舟ホーム」）：定例開催される浦舟複合福祉施設管理運営委員会を通じ、安全な施設管理や脱炭素化に向けた取組について意見交換を行います。

(5) パンやクッキーを販売してくれているパーソルダイバーズよこはま夢工房や南区社会福祉協議会等と事業における協力関係を築いていきます。

(6) これまで培ってきた協力関係を生かし、施設管理の観点にとどまらず、互いの役割を地域に向けて十分に発揮できるよう情報共有の場の創出に取り組みます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1 基本理念

基本理念 1

お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聞きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

2 基本方針

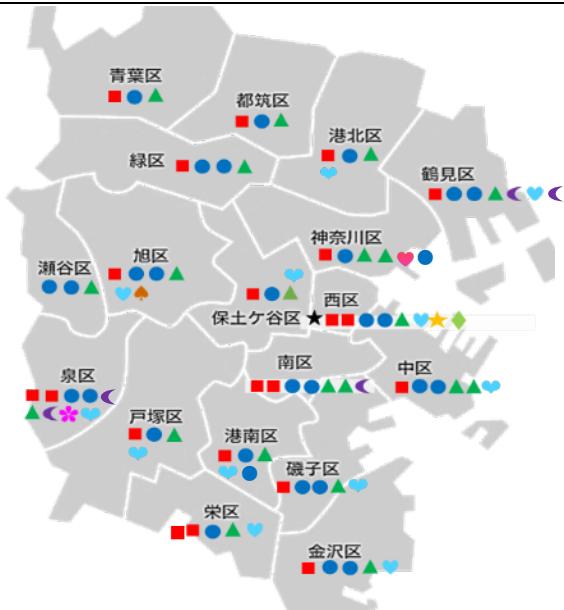
- 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◎) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所
(21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除
く



(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

4 社会貢献事業

(1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

(2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開 (法人サイトより)

5 DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

令和 6 年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めています。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

(1) 新規採用

- ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- オ 管理職経験のあるキャリアの採用
- カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- イ プリセプターによる支援
- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聞き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視とともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

＜研修センター主催研修実績＞

| | 令和5年度 | | 令和4年度 | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | 回数 | 受講者数 | 回数 | 受講者数 |
| 階層別 | 43 | 840 | 39 | 627 |
| 課題別 | 21 | 540 | 19 | 362 |
| 職種別 | 68 | 881 | 70 | 860 |
| 資格取得 | 15 | 431 | 19 | 449 |
| 合計 | 147 | 2,692 | 147 | 2,298 |

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、子ども、障害者等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払います。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っていきます。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っていきます。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮していきます。

3 衛生管理

(1) 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っていきます。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期していきます。

(2) 館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行っていきます。

(3) 感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っていきます。

(4) 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

適宜剪定を行い、緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っていきます。建物の老朽化に伴う改修については、状況を確認しながら計画的に区と協議を行い適切に対応していきます。

また、浦舟複合福祉施設として施設連絡会を開催し、改善が必要な事項について協議を行い、安全で快適な管理に努めています。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確

保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害者等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っていきます。

2 事故・急病への対応

（1）日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を実施していきます。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行っていきます。

（2）再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

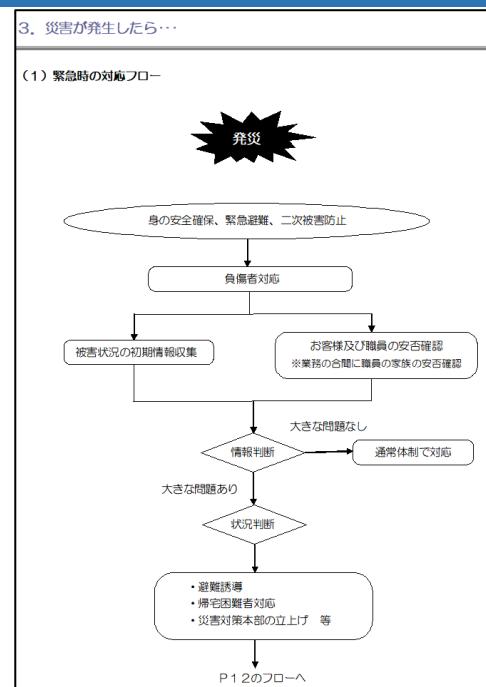
地域ケアアラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「業務継続計画（B C P）」を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えていきます。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアアラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施していきます。

その他、年1回、管理職を対象に徒步参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。



「緊急時の対応フロー」業務継続計画より

2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えていきます。

3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っていきます。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアアラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど災害発生時に備えていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 災害に備えるための取組

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「業務継続計画（B C P）」を整備していきます。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしていきます。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行ってています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

2 感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「業務継続計画（B C P）」を策定しています。業務継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

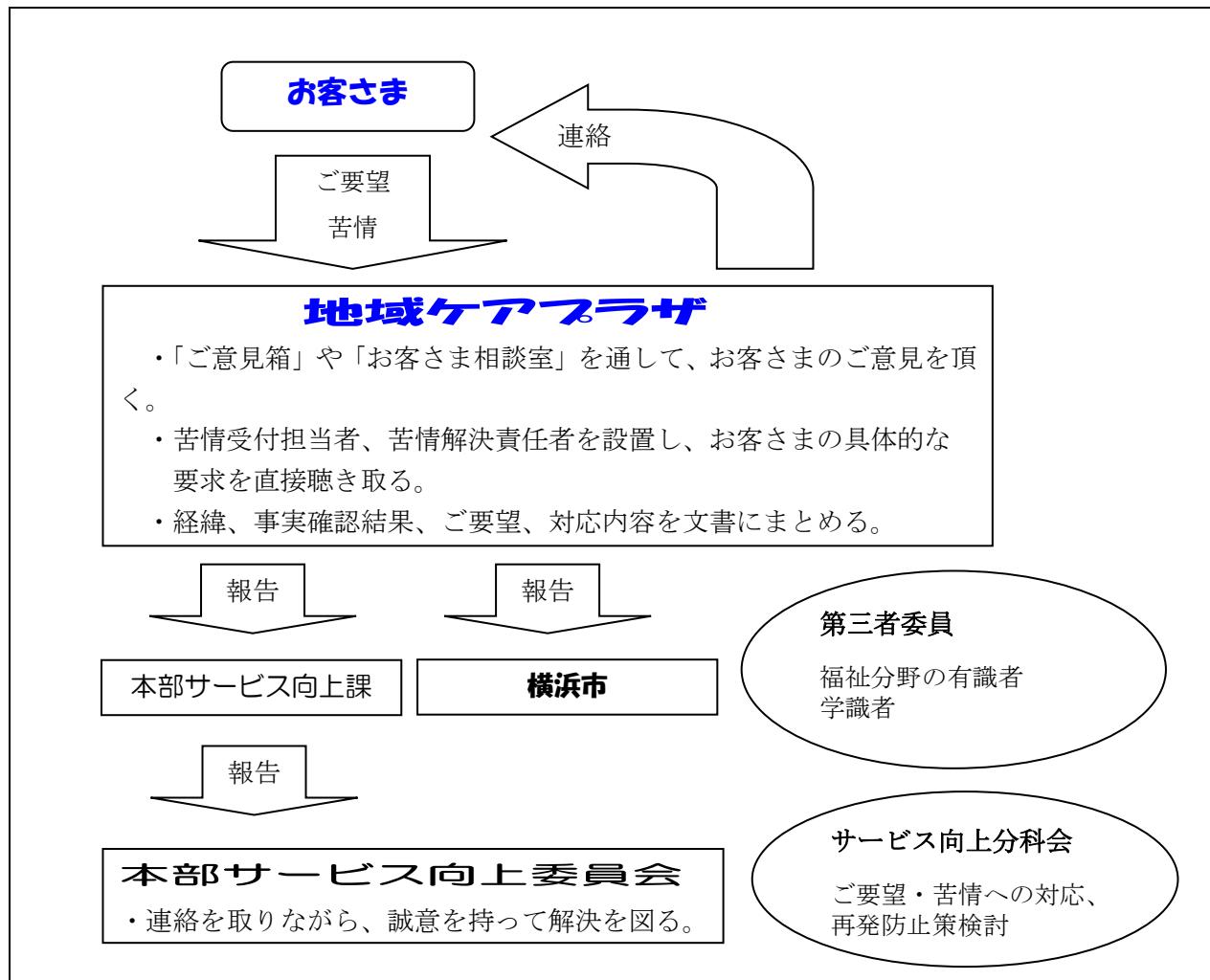
| | |
|---------------------|---|
| 1) 地域特性に合わせたコーディネート | アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施 |
| 2) 運営基準の遵守 | ア 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施 (令和 5 年度実績： 6 事業所及び本部各課) |
| 3) コンプライアンス推進課の設置 | 法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上 |
| 4) 公正中立 | ア お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないよう管理 |

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

| | |
|--------------|---|
| 1) 要望・苦情への対応 | ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応 |
| 2) 第三者委員会 | 公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備 |
| 3) ご意見箱 | ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止 |
| 4) アンケート | 事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施 |
| 5) お客様相談室 | ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開 |
| 6) サービスの向上 | 法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進 |



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアアラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアアラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

| | |
|----------------|---|
| 1) 個人情報保護規程の策定 | <p>ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」（平成 17 年策定、最近改正令和 5 年）を策定</p> <p>イ 各地域ケアアラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化</p> |
| 2) 研修 | <p>ア 全職員に対し、年 1 回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもつて個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p> |
| | <p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> |
| 3) 個人情報の取扱 | <p>ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p> |

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

| | |
|-----------------|---|
| 1) 情報公開規程の策定と実施 | <p>ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」（令和3年策定、最近改正令和5年）を策定 イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p> |
| 2) 情報提供 | <p>ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。 イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p> |

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

| | |
|----|---|
| 研修 | 全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底 |
|----|---|

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

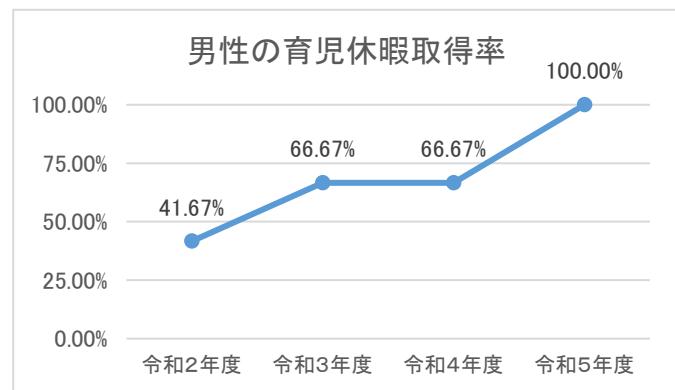
5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設の稼働率向上のための対策・効率的な施設貸出方法

施設貸出が少ない地域ケアルームやボランティアルームを使用して少人数で行える自主事業（シニア向けスマートフォン講座など）を開催します。貸出希望が重複した場合は、参加人数・規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯を案内するなどの調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう工夫し、効率的な貸出に努めています。

2 有益な情報提供の方法

連合自治会町内会・単位自治会町内会や民生委員・児童委員等の活動に参加した際に、地域の方々に直接地域ケアプラザの施設利用を提案し、稼働率向上につなげていきます。また、ホームページやLINE、広報紙、チラシを活用し、誰もが目にできる媒体を通した情報提供も積極的に実施していきます。

また、荒天が予想され参加者の安全確保が難しい場合等、自主事業を中止にした場合はすみやかにホームページやLINEで情報を発信します。



「LINE」



「ホームページ」



マスコットキャラクター

「うらっぴー」

(1) ホームページ

各種事業や貸室状況はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。

(2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会・単位自治会町内会等に出席し案内を行います。あわせて各事業のチラシや広報紙「うらふね丸」（年6回発行の広報紙）を町内で配布、回覧をお願いすることで、周知を図っていきます。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架、掲示していきます。

(3) イベントを活用した情報提供

みなみ桜まつりやボランタリーフェスタ等イベントへの参加の機会を活用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも周知や情報提供を行っていきます。

(4) 「よこはまウォーキングポイント」のリーダー設置

ポイントリーダーを設置することで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。引き続き施設や事業の周知に努めています。

(5) 効果

様々な広報活動に加え、交通至便であり、区役所や商店街が近いという地の利もあり、多くの方にご利用いただける地域ケアプラザとなるよう努めています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会を捉えて周知していきます。相談には真摯に向き合い、迅速、的確に対応していきます。

高齢、子ども、障害者についての最新の情報提供や相談窓口を充実させ、支援を必要とされている方に身近な相談者として情報提供や必要な関係機関につないでいきます。

介護サービス等各種制度に関する最新情報はもちろん、足を運んで得た多くの地域のインフォーマルサービス等の情報を独自に一元管理し、支援を必要とする方に効果的に提供していきます。

在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局等の医療機関や、高齢者施設・介護サービス・障害関係施設団体との日ごろからの連携により情報収集を進めており、これらについても積極的に情報提供をしていきます。

制度理解や様々な福祉情報取得のため、OJTを計画的に行っているほか、様々な法人内部研修や外部機関等により研修に積極的に参加していきます。

早急な支援を必要とする方に対しては、地域ケアプラザ職員全体で迅速に対応していきます。

総合相談から得られた相談内容の傾向や、課題などの情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートを使用し、分析した上で、相談対応や事業展開に生かしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、所長の6職種は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況の情報交換、課題の共有や支援方法の検討を行っていきます。情報共有にあたっては、地域ケアプラザ独自の地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出し、ニーズに基づく支援を行えるように努めています。

また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有することにより、地域ケアプラザが一体となった迅速・効果的な支援を行っていきます。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 区社会福祉協議会のボランティアセンターとは、ボランティア育成やボランティアコーディネートにおいて協力関係にあります。今後も、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジの「街の先生」も含め、連携の強化と活動の支援を行っていきます。
- (2) 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなどと情報交換に努めるなど連携を推進していきます。
- (3) 近隣にある地域活動ホーム、障害者施設や生活支援センター、障害ボランティア団体等障害関係団体と、各種事業を通して連携体制の構築に努め、地域とのつなぎ役となっていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 連合自治会町内会・単位自治会町内会や民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、老人クラブなどの定例会に積極的に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 お三の宮・寿東部両地区の地域福祉保健計画地区別計画を通じて、地区社会福祉協議会や連合自治会町内会・単位自治会町内会、民生委員児童委員協議会や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題を共有し共に解決に向けて協働していきます。
- 3 地域の子育て団体や地域子育て支援拠点、保育所、小学校等に足を運び、切れ目のない子育て支援を更に進めています。
- 4 エリア内のケアマネジャーや介護保険事業所の連絡会を開催し、事業者同士の連携強化はもちろんのこと、民生委員・児童委員にも出席していただき、事業所と地域の関係団体とのつながりが強くなるよう支援していきます。
- 5 在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局や在宅医療連携拠点等との連携を深めるとともに、民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、単位自治会町内会等の地縁組織や介護保険事業所等とのつなぎ役となり、新たなネットワークづくりを進めていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 令和6年度区政運営方針の基本目標である「地域の皆さんとともにつくる「あったかい南区」の実現に向けて、地域ケアプラザとして様々な取組を行っています。具体的には、目標達成に向けた施策「誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり」に対し、介護予防のため各種自主事業や地域活動の支援を区役所とともに積極的に実施していきます。子育て広場事業を自主事業として実施しているほか、地域の子育て団体支援を行っています。
- 2 南区地域福祉保健計画の基本理念である「区民の情（こころ）が生きるまち 南区」の実現

に向けて、地域福祉保健計画の推進を担う地域ケアプラザとして、地域関係団体等や南区社会福祉協議会、地域の施設、障害者団体、子育て団体、ボランティア団体、医療機関等と連携をとり、その実現に向けて行動していきます。

- 3 地区别別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域支援を積極的に行っていきます。
- 4 南区役所高齢・障害支援課ケースワーカーや保健師職と地域の課題共有や課題解決に向けたカンファレンスを毎月行い、連携の取れた地域支援を行っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

南区地域福祉保健計画の実現に向けて、地域ケアプラザ全体が一丸となり取り組んでいきます。具体的には、課題を地域の方々と共有するための「街歩き」を民生委員児童委員協議会と行っていきます。地域包括支援センター職員、コーディネーターの他、所長や居宅介護支援事業のケアマネジャーなども参加し、地域の課題を所内全体で共有する取組を行っていきます。

自主事業の企画検討において南区の地域福祉保健計画の実現を念頭に、計画の推進に取り組みます。

地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内で情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域を支援し、計画を推進できるよう努めていきます。

地域ケアプラザが日頃から連携している医療機関、介護保険事業所、障害関係団体、子育て団体等と民生委員児童委員や、連合自治会町内会、単位自治会町内会、地区社会福祉協議会との橋渡し役となることにより、区全体計画と地区別計画の連携にも尽力していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、子ども、障害者、地域人材発掘など、それぞれの地域ニーズや特性に応じ、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開していきます。
なお実施にあたっては日ごろのネットワークを生かして、地域の民生委員児童委員協議会や医療機関、施設、ボランティアグループなどから協力を得ており、今後も推進していきます。
- 2 参加者やボランティアとともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図ります。新たな地域活動の担い手養成のため、地域ケアプラザ内の自主事業におけるイベント等、発表の



場を活用し、ボランティア活動の支援を行います。さらに地域での活躍の場を提供することで、活動内容が広がるようコーディネートしていきます。

- 3 自主事業を通して捉えた地域の課題は、連合自治会町内会、単位自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関と共有しながら、解決に向けて協働していきます。「高齢者がいつまでも地域で住み続けることができる街づくり」という地域の課題意識に対し、民生委員・児童委員とともに、小学校での福祉用具体験授業を実施していきます。今後も高齢者、認知症に対する啓発活動を広げができるよう、近隣の民間企業や、法人のスケールメリットを生かし、福祉用具事業所や介護事務所にも協力を得ながら事業展開を行っていきます。
- 4 近隣の学校と連携し、地域の高齢者に向けた事業を行なながら交流の機会を創出します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

- ア 地域の多くの皆様に利用していただくために、自治会町内会や民生委員児童委員協議会の会議や高齢者サロン、子育てサークルなど人が集まる機会を捉え、地域ケアプラザの役割について広報し、利用に繋げます。
- イ 連合自治会町内会等の総合防災訓練や、地域の行事に積極的に参加し、それらの機会を活用してこれまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々にも施設紹介を行っていきます。

(2) イベント開催

- ア 浦舟複合福祉施設合同開催の「うらふね納涼祭」は、どなたでも気軽に参加できるイベントであり、施設の機能をより多くの方に周知する機会になっています。今後はさらに地域に働きかけるため、地域のイベントに積極的に参加し、当地域ケアプラザの役割や機能を知っていただけるよう取り組みます。
- イ 区全域のボランティアのお祭り「ボランタリーフェスタ」に参加し、貸室を含め地域ケアプラザの機能についてPRを行っていきます。

2 効率的な施設貸出の方法

- ア 当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動支援を行い、新たな施設利用者の開拓を行っていきます。
- イ 貸室の空き情報はホームページ掲載やLINE配信を定期的に行うことで、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア育成に加え、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や、活動しやすい環境を整備するなど、多くの方々が活動しやすいような取組を行っていきます。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。地域ケアプラザではそうした個人・団体に「シニアボランティアポイント講座」を実施していくよう、積極的に声をかけていきます。

デイサービスにおけるボランティア活動のほか、「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉にボランティア活動をしやすいよう工夫していきます。



(1) 育成体制

ア 地域活動交流コーディネーターが主にボランティア活動に関しての相談、情報提供を多角的に行います。地域ケアプラザでの実務経験と福祉に関する知識を持つ職員を配置します。

イ 個人またはグループで活動できるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域における活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげます。また、地域での活動の場については、南区社会福祉協議会とも連携しながらコーディネートを行っていきます。

ウ ボランティアがより安心して活動できるように、福祉に関する専門知識などの研修、講座を定期的に開催し、後方支援をしていきます。

(2) 活動環境整備

ア ボランティア活動を希望される方を支援するために様々な活動の場の提供を行っていきます。貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、自主事業でのお手伝い、デイサービスでの活動発表、防災訓練などへの参加など、連携を図りながら活動の奨励を行っていきます。

イ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援してい

きます。ボランティア講座の中でもシニアボランティアポイント登録研修を実施します。

(3) 広報活動

- ア 地域の集まりや行事、広報紙等での広報活動や小中高生の実習を積極的に受け入れ、年少の頃からボランティア活動を身近に感じてもらえるよう働きかけます。
- イ 自主事業終了後は自主的な活動になるよう呼びかけ、参加者が自立した活動を続けていけるよう、ボランティア活動の具体的な情報提供と活動の場の提供をしていきます。
- ウ 当地域ケアプラザのボランティア活動を南区社会福祉協議会、ケアマネジャー連絡会、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域の方々に広く周知していきます。
- エ 近隣の保育園、小学校の児童とデイサービスのお客様との交流を図っていきます。令和6年度は総合学習の受け入れを行い、年間を通じた相互交流で、高齢者に対する理解を深める機会を作りました。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めており、オリジナルの報告書により、地域ケアプラザ内で情報共有を行います。それぞれが集めてきた地域の情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内の各種会議や所長を含めた6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が地域の行事イベントや会議等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かしていきます。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、連合自治会町内会、単位自治会町内会等各団体の催しに参加し、地域に足を運んで得たインフォーマル情報収集に努めています。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を2カ月に1回作成し、地域ケアプラザの自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内の掲示板に掲示します。
- (3) ホームページやLINEを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方などにも活用していくだけるよう工夫し、多くの方に浦舟地域ケアプラザの情報を提供していきます。
- (4) 地域ケアプラザの機能や役割について事業開催時の案内や報告等を通して、情報提供に

努めます。

- (5) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (6) 様々な機会をとおして各団体の活動の周知、各団体への参加者の増加、団体間の親睦・交流を支援します。
- (7) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所するため、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。
- (8) その他、地域の団体等のイベント・会議等に参加する中で、その場で必要とする情報提供を行っていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 各町別のアセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組んでいきます。
- 2 地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行っていきます。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。
- 4 興味関心のあることや不安に感じていることなど高齢者のニーズ把握のためのアンケートを実施します。
- 5 ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビの情報を常に更新し、地域住民や福祉関係者に広く周知できるよう努めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

法人独自の地域アセンスメントシートを使いながら、職員が足を運んで集めた地域内の民間企業、NPO等多様な社会資源情報を把握集約し、6職種会議の中で今後の取組方針について、検討を重ねていきます。

地域企業には地域向けの講座開催依頼、近隣の学校にはボランティア依頼を行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

戸建ての住民が立ち退いた後にワンルームマンションが建ち、自治会町内会に未加入の住民が増えています。そのため把握しにくい地域が広がり、問題の重篤化や孤独死の問題にも直面しています。従来の活動では把握できないワンルームマンションに居住する高齢者へのアプローチ方法を地域の関係者、区役所、南区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会長などと継続的に検討し、既存のネットワークでは漏れてしまう住民に対する見守り体制を再構築していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域の会議や老人会などの集いの場や個別ケースなどから得られた困りごとを一緒に考え、話し合い、地域と社会資源がつながるよう支援します。

独居高齢者が多いため、地域ケアプラザがプラットフォームとなり、高齢者が自立した生活に役立つ多くの情報を得られるよう支援します。

高齢者のニーズを知るためにアンケートを実施しました。その結果『認知症について知りたい』『スマートフォンをより活用していきたい』

などの声を多くいただきました。

アンケート結果から令和6年度よりボランティア団体の協力を得て、定期的に認知症カフェを開催しています。当事者や家族に限らず多くの地域の高齢者が集える場となりました。認知症の啓発活動を継続しながら、参加者の意見を聴取し、新たなニーズの発見に努めます。

また、横浜市立横浜商業高校の生徒に依頼し、シニア向けスマートフォン講座を実施しました。

今後も地域の企業や学校と連携し、地域に必要な資源の創出に努めています。



「認知症カフェ」

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザの担当エリアの特徴は平坦な土地、医療機関が多い、行政機関が近いなど高齢者の方が住みやすい地域となっています。それに伴い、独居高齢者が多く、またキーパーソンが不在であることなどから関係機関と緊密な連携を図りながら、意思決定支援を行うケースが多く存在しています。

1 地域の高齢者、子ども、障害者等に関する総合相談については、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が迅速・丁寧に対応し、関係機関につ

なぎます。また、出張相談支援も積極的に実施していきます。

- 2 区役所や民生委員児童委員協議会、医療機関、介護保険事業者、子育て関係団体、障害関係団体、各種施設、民間企業等とのネットワーク構築を進め、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握しながら相談支援を行います。
- 3 緊急的な支援を要する場合や生活困窮者等も多いことから、関係機関と情報共有を行い、協力体制で迅速な対応を行います。
- 4 地域ケアプラザの特性を活かし、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、居宅介護支援、通所介護等の職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行うほか、法人のネットワークを通して、幅広い相談支援を実施します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者住宅が多く、ワンルームマンションも増え、転入してくる独居高齢者が地域とのかかわりを持たないまま認知症になるケースが目立ってきています。チームオレンジの理念を大切に認知症の人や家族の希望や願い、困りごとなどの声をもとに、本人支援の活動につながるよう事業を展開します。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、キャラバンメイトと共に「認知症サポーター養成講座」を開催していきます。特に福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらうよう、近隣の小学校で毎年「認知症サポーター養成講座」を開催します。
- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを各種イベント及び広報紙等により広く周知していきます。
- 3 認知症介護者の支援の一環として毎月1回「介護者くらぶ」を開催しています。新規参加者もあり、介護していく中で日ごろ感じている事や認知症介護についての情報交換、介護者としての経験をアドバイスし合うなど、介護者にとってなくてはならない場所の一つとなっています。
- 4 区役所と協働で行っている「南区認知症高齢者あんしんネットワーク事業」では、早期に認知症高齢者の保護に努めます。

認知症の方が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、環境づくりに進めていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

成年後見制度の利用に向けて進行管理をしているケースが、令和6年度第3四半期において22件に達しました。独居高齢者とキーパーソン不在のケースの増加が見込まれており、権利擁護事業の重要性が高まっています。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては区役所関係課とも十分連携をとりながら、南区社会福祉協議会など関係団体と協働により、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 虐待の早期発見、防止に向け民生委員・児童委員、ケアマネジャー、サービス提供事業者等と日頃から情報共有を行い、緊急時には区役所や関係機関と迅速に対応します。
- 3 「振り込め詐欺防止」「消費者被害の防止」等については、地域の皆様に関心を持つてもらえるよう、様々な方法を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知していきます。
- 4 権利擁護周知のための「司法書士による成年後見制度講座」を実施します。また、司法書士の巡回相談を開催し、気軽に司法書士に相談できるような取組を行うことができました。今後も成年後見制度について、広く周知を図ります。
- 5 入院、入所中の方の在宅復帰に向けた成年後見制度利用等の支援調整を早い段階から行っています。



「司法書士による成年後見制度講座」

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

行政機関、医療機関、介護サービス事業所も多いため、機能や役割を十分に相互理解した上で、それぞれの強みを生かし、地域を含んだネットワークを作ることが求められています。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 毎月地域のネットワーク作りのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの支援相談対応に努めます。
- 2 同じ地域の高齢者を支援するケアマネジャーと民生委員・児童委員、医療関係者等が顔の見える関係を築けるよう交流会等を開催していきます。高齢者が住み慣れた地域で過ごせるように、関係者間でお互いの仕事や役割を確認できる場を提供していきます。
- 3 区役所関係課や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供していきます。



「ケアマネジャー支援・ケアマネのWA」

- 4 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。
- 5 区役所関係課と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を実施し、個別支援・サポートを行っていきます。
- 6 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めています。
- 7 支援の質的向上を図るため、外部の有識者を招き事例検討会を実施します。過去の支援経過を共に振り返ることで新たな支援へと生かしていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 南区在宅医療連携拠点が開催する事例検討会等への参加することで連携強化を図ります。
- 2 事業所訪問（介護事業所・医療機関・薬局等）を行うことで個々の現状を情報共有し、ネットワークを強化していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議の中で出された地域の課題について、連合自治会町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、ケアマネジャー、区役所関係者、区社会福祉協議会等で共有し、解決に向けて地域ケア会議（包括版）を実施します。

包括レベル地域ケア会議では、地域で取り組めることの話し合いや、地域全体を支える充実したネットワークづくりに重点を置き、地域全体が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者も増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、インフォーマルサービスを提供することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようになります。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をしていきます。

（1）人員の確保、育成

介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

また、介護予防ケアプランを作成するプランナーを複数雇用し、質量とも充実した支援体制をとっています。

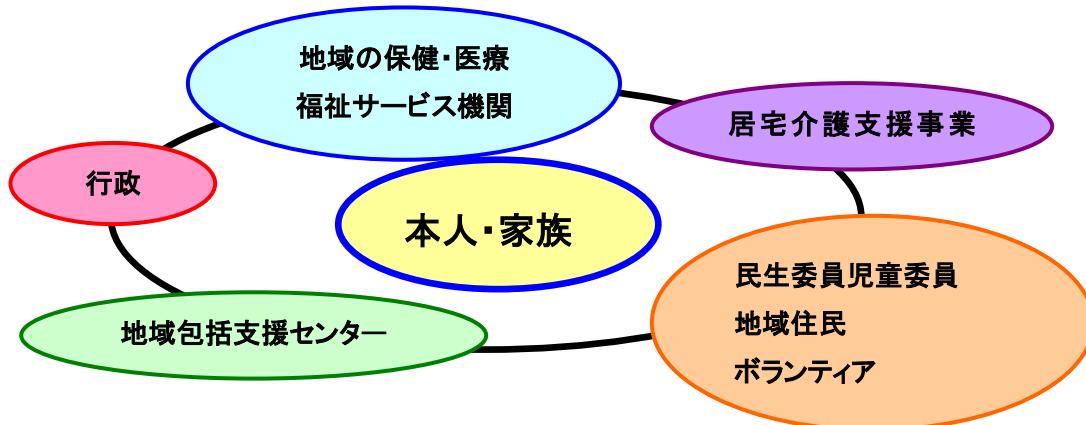
(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所関係課や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成します。

(3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーとも連携し、共に訪問を行うなどの支援を行っていきます。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

高齢者の方が、健康寿命の延伸に向け住み慣れた地域で、自分らしく生きることや生きがいのある生活がおくれるように、今後も地域づくりに取り組みます。

また、高齢者自身自らの健康を保ち向上していくために「介護予防・健康づくり」を目的とした、介護予防事業を積極的に展開していきます。

住み慣れた地域で自分らしく生活が継続できるように「自立を支援する」「要介護状態となることを遅らせる」「維持・改善を図る」ために、フレイル（加齢による衰え）予防・口腔機能の向上・栄養改善・認知症予防についての、介護予防教室や講座開催などの介護予防普及啓発活動を推進していきます。

また、健康に関する相談や不安について日常的に気軽に相談ができる環境づくりに努めます。

当地域ケアプラザは事業の中核的な存在として、様々な自主事業活動、地域支援活動および普及啓発活動を行っていきます。担当地域の高齢者全体が増加傾向にあるため、実際に地域に出向き、活動団体の支援を行うことで地域活動に参加されてい



「老人クラブにおける栄養講座」

る方への個別支援や普及啓発に取り組んでいきます。

- (1) 地域の食事会や交流会、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等に専門職が参加し、支援を要する高齢者の把握及び相談支援に努めます。
- (2) 民生委員児童委員協議会、老人クラブ、保健活動推進員、各サロン、地域で活動しているグループのボランティアが開催している事業に参加し協力や連携に努めます。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員と密接に連携し、老人会等へ専門職が向き、介護予防、健康づくりに関する知識を高めるなどの支援を日常的に行います。
- (2) 地域ケアプラザから遠い地域で身近な町内会館や高齢者用市営住宅のスペースをお借りし、出張による介護予防教室や講座等を企画・実施します。
- (3) 区役所関係課、南区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、学校、企業、N P O等と連携、協力を得ながら介護予防の必要性について地域の方々に広く普及、啓発を行います。



「健康づくり教室」

3 介護予防事業の展開

- (1) フレイル予防の普及啓発、運動、栄養、口腔、認知症予防など健康や介護予防に効果のある事業を行います。
- (2) 高齢者へのフレイル予防に関する事業を行い、介護予防の理解を深め、将来地域の中で支援者となる方々の発掘に努め、かいご予防サポーター（ボランティア）の育成を区と協力して行い、活躍が出来るように支援します。
- (3) 元気づくりステーション事業「ハッピー脳トレウォーキング」の活動支援を南区高齢障害支援課高齢担当とサポートしていきます。
- (4) 当地域ケアプラザから遠い地域で開催する介護予防教室を、身近な場所で集える場所として支援を行います。令和6年度から、南区は先行区として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が開始となり、フレイルチェックシートを「お元気で21健診」にて実施しました。

今後も、かいご予防サポーターや区と協働し、元気づくりステーション、老人クラブ、自主事業参加者等を対象に、フレイルチェックを勧めていきます。



「ハッピー脳トレウォーキング（相撲の所作）」



「お元気で21健診」

4 地域活動の支援

- (1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室やウォーキング教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターとも連携し、自主グループの立ち上げを支援していきます。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開していきます。
- (3) 地域の介護予防活動グループ（介護予防を意識した活動グループ）に対し、支援者も含めた継続的活動ができるよう後方支援に努めます。



「支援者向け・フラッグ体操」

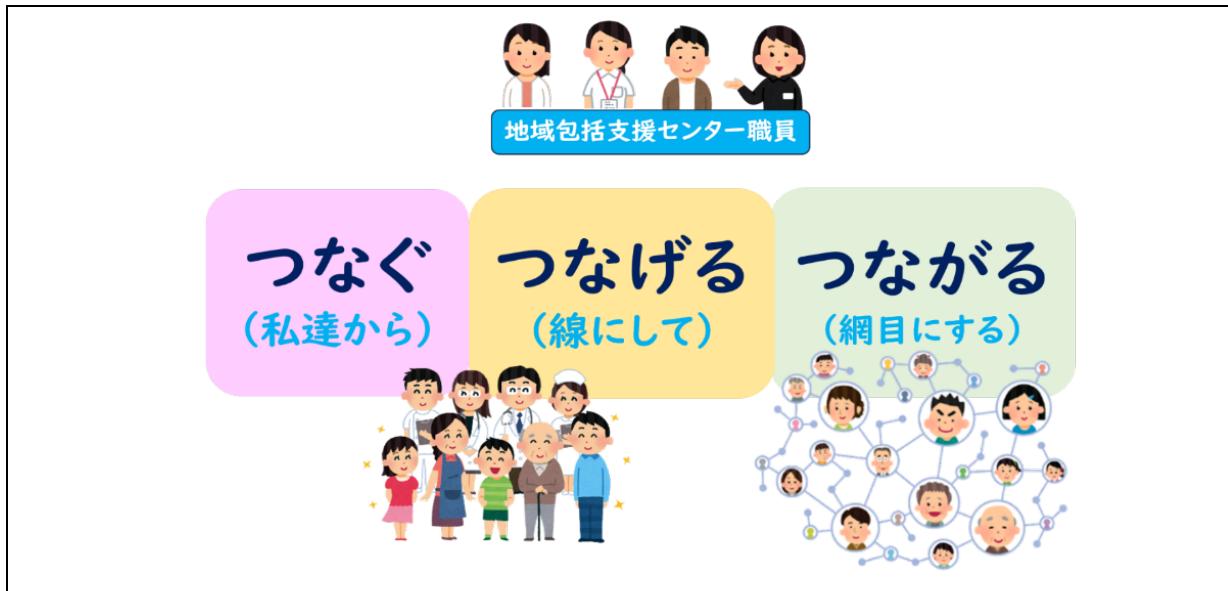


「ボランティアスキルアップ研修」

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

- 1 お三の宮・寿東部両地区の地域福祉保健計画地区別計画を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に努め、地区社会福祉協議会や連合自治会町内会の活動に積極的に参加して、関係機関との協働体制を強化していきます。
- 2 担当エリア内のケアマネジャーや介護保険事業所、民生委員児童委員協議会の参加による交流会を開催し、地域関係者や事業者等同士のつながりが一層強くなるよう支援します。
- 3 個別事例の地域ケア会議を実施し、連合自治会町内会、単位自治会町内会や民生委員児童委員協議会等の地域住民に加え、医療機関やケアマネジャー等多職種の専門的視点を活用して地域課題を共有した上で、解決方法の検討を行います。更に包括レベルの地域ケア会議を実施して、区役所関係課、南区社会福祉協議会など多職種での専門的視点を活用して、継続的に検討を重ねていきます。
- 4 南区のケアマネジャー連絡会「あったかねっと南」の後方支援や共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めます。担当エリアを超えてケアマネジャー支援を行っていきます。
- 5 南区在宅医療連携拠点と協力し、会合を重ねることにより、地域の医療と介護の連携強化に努めています。
- 6 地域の小規模多機能型居宅介護事業所や地域密着型通所介護、グループホームの運営推進会議等に出席し、事業所との情報共有を行い連携強化を図っていきます。



(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するため、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる、地域に根ざした身近で信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センター、介護予防支援事業所との連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしていきます。

また、特定居宅介護支援事業所として、お客様の相談に随時対応できるよう 24 時間相談体制をとっています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

地域包括支援センターと密に連携を図り、担当しているお客様まだけではなく、ご家族様を含めた総合的な支援が行えるように対応していきます。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護保険事業所、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施していきます。
- ウ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っていきます。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。

(4) 他の居宅介護支援事業所との連携

- ア 地域ケアプラザにおける特定居宅介護支援事業所として、他居宅介護支援事業所と訪問看護事業所とで事例検討会を行い、お互いが抱えているケースや課題の解決だけではなく、地域に根付いた居宅介護支援事業所として活動できるように、連携会議を開催します。この会議では、個別ケースの検討だけではなく共に取り組める活動についても意見交換を行っていきます。
- イ 南区の居宅介護支援事業所でサービスの質の向上や地域支援の充実に向けた会議があり、定期的に参加し、居宅介護支援事業所間でのネットワークの構築に努めています。
- ウ お客様の生活上の課題解決だけではなく、その方が本来持っている力に注目し、強みを活かした場の創出を目指し、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと協働し取り組んでいきます。



「事例検討会・連携会議」

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) 親しみやすい事業呼称

通所介護と認知症対応型通所介護の2つの通所系事業を実施します。

認知症対応型通所介護事業については、「認知症対応型通所介護」ではサービスの内容がイメージしにくいこと、名称が親しみにくいことから、認知症対応型通所介護「宝舟」という呼称に改めて、親しみやすい呼称でわかりやすく広報をします。

(2) 「笑顔でまたくるね」とお客さまから言っていただけるデイサービス

デイサービスは機能訓練の場として、QOLの維持を図ることを目的としています。お一人おひとりに合わせた機能訓練の実施と共に、2つのデイサービスの特徴を活かし、お客さまに「笑顔でまたくるね」と言っていただけるデイサービスを目標に日々の介護業務や丁寧な接遇対応を行っていきます。

サービス提供に関わる職員全員が、一丸となって運営に当たります。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活が継続できるよう、その時のお一人おひとりの状況や環境に合わせた自立に向けた支援を行います。生活相談員、機能訓練指導員がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を個々にご用意します。ご家族の困りごとや介護方法等の相談支援を丁寧に行っていきます。

また、地域ケアプラザ併設の利点を生かし中立性を保つつ、地域包括支援センターや居宅介護支援の職員とも連携しながら、お客様の在宅生活を支援していきます。



「お一人おひとりに応じた
個別機能訓練」

(3) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいきます。

ヒヤリハット、苦情、事故があった際には、日々の業務時間や全体会議の中で振り返る機会をつくり職員の意識やサービスの質の向上につなげていきます。

法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」などがあります。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しており、今後も継続します。

2 サービスマニュアルについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 脳の活性化を目的に機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、また、お客様同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- イ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望にされる場合は、ご利用時の写真の提供をしていきます。



「機能訓練ボード」

(2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションを毎日実施している他に、地域の方を招いた歌のイベントや、各種ボランティアによる、歌・楽器演奏・フラダンス等多種多様なレクリエーションを実施し、楽しみながら介護予防につながる工夫をしていきます。



「ボランティアによるクリスマスコンサート」



「書初め」

- イ お客様の趣味活動として、手芸（編み物・裁縫等）、折り紙、習字等を実施し、楽しみを持って意欲的に生活できる様に支援していきます。



「小学生との交流」

- ウ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり多世代交流を楽しむ機会となっています。また、近隣で開設予定の専門学校との交流も企画しており、今後も人と人とのふれあいの場として充実させていきます。

- エ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、季節に合わせた行事食を提供するなどにより「浦舟のご飯はおいしい」とお客様に喜んでいただいています。また、食形態を嚥下状態に合わせ、こまやかに提供していきます。

- オ 通信カラオケ、健康麻雀、将棋、iPad 等の導入を行い、心身の健康維持に効果が得られています。

- カ お客様の毎日の生活の中で、衣類の洗濯や夕食の調達など、ちょっとした困りごとに寄り添えるサービス提供を行っていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

| | |
|---------------------------|--|
| 1) 自主企画事業 | ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 イ 徵収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用 |
| 2) 通所介護 認知症対応型 通所介護 | ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 イ 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施 |

2 運営費等を低額に抑える工夫

| | |
|-----------|--|
| 1) 組織的な取組 | ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底 イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減 オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上 |
| 2) 事務の効率化 | ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p> |
| 3) 環境への配慮 | <p>ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機を導入し不要な印刷をしないことによる紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p> |
| 4) 省エネルギー対策 | <p>ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p> |

指定管理料提案書
(横浜市浦舟地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

| 項目 | | 積算根拠 | 団体本部 経費 の含有 | 金額 | | | | |
|-------------|-----------------|---|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
| 人 件 費 | 賃金水準 スライド対象 | 【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等 | □ | 11,314,269円 | 11,402,962円 | 11,558,044円 | 11,715,234円 | 11,874,561円 |
| | 賃金水準 スライド対象外 | 【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等 | □ | 404,913円 | 404,913円 | 404,913円 | 404,913円 | 404,913円 |
| 事業費 | | 自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等) | □ | 687,610円 | 696,961円 | 706,440円 | 716,048円 | 725,786円 |
| 事務費 | | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等 | ■ | 5,310,089円 | 5,128,843円 | 5,198,596円 | 5,269,297円 | 5,340,959円 |
| 管理費 | | ・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) | □ | 6,187,119円 | 6,271,264円 | 6,356,553円 | 6,443,002円 | 6,530,627円 |
| 小破修繕費 | | ・小破修繕費 474,000円 | | 474,000円 | 474,000円 | 474,000円 | 474,000円 | 474,000円 |
| 利用料金の活用 | | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。> | | 0円 | -943円 | -320,546円 | -644,494円 | -972,846円 |
| 施設使用料相当額 | | | | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 |
| 合計 | | | | 22,602,000円 | 22,602,000円 | 22,602,000円 | 22,602,000円 | 22,602,000円 |
| | | | | うち団体本部経費 | 3,000,000円 | 3,000,000円 | 3,000,000円 | 3,000,000円 |

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

| 項目 | | 積算根拠 | 団体本部 経費 の含有 | 金額 | | | | |
|-------------|--------------------------------------|--|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 令和8年度 | 令和9年度 | | | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | | |
| 人 件 費 | 賃金水準 スライド対象 | 【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等 | □ | 27,904,512円 | 28,088,472円 | 28,470,476円 | 28,857,672円 | 29,250,139円 |
| | 賃金水準 スライド対象外 | 【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等 | □ | 594,172円 | 594,172円 | 594,172円 | 594,172円 | 594,172円 |
| 事業費 | 自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等) | □ | 861,802円 | 873,523円 | 885,402円 | 897,444円 | 909,649円 | |
| 事務費 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等 | ■ | 2,714,847円 | 2,751,769円 | 2,789,193円 | 2,827,126円 | 2,865,575円 | |
| 管理費 | ・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) | □ | 1,648,453円 | 1,670,872円 | 1,693,596円 | 1,716,629円 | 1,739,975円 | |
| 小破修繕費 | ・小破修繕費 126,000円 | | 126,000円 | 126,000円 | 126,000円 | 126,000円 | 126,000円 | |
| 協力医 | ・協力医 630,000円 | | 630,000円 | 630,000円 | 630,000円 | 630,000円 | 630,000円 | |
| 利用料金の活用 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。> | | -1,966,786円 | -2,221,808円 | -2,675,839円 | -3,136,043円 | -3,602,510円 | |
| 合計 | | | 32,513,000円 | 32,513,000円 | 32,513,000円 | 32,513,000円 | 32,513,000円 | |
| うち団体本部経費 | | | 1,500,000円 | 1,500,000円 | 1,500,000円 | 1,500,000円 | 1,500,000円 | |

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

| 項目 | | 積算根拠 | 団体本部 経費 の含有 | 金額 | | | | |
|-------------|-----------------|--------------------------------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
| 人 件 費 | 賃金水準 スライド対象 | 【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co | □ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| | 賃金水準 スライド対象外 | 【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co | □ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 事業費 | | 自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等) | □ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 事務費 | | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等 | ■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 利用料金の活用 | | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。> | | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 合計 | | | | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 |
| | | | | うち団体本部経費 | 500,000円 | 500,000円 | 500,000円 | 500,000円 |

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

| 項目 | | 積算根拠 | 団体本部 経費 の含有 | 金額 | | | | |
|-----|---------------|------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
| 事業費 | 一般介護予防事業に係る経費 | □ | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| 合計 | | | | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| | | | | うち団体本部経費 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

収支予算書
(横浜市浦舟地域ケアプラザ)

| 項目 | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----|------------------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 収入 | 横浜市 支払 想定額 | 地域ケアプラザ 運営事業 | 22,602,000円 | 22,602,000円 | 22,602,000円 | 22,602,000円 |
| | | 地域包括支援 センター運営事業 | 32,513,000円 | 32,513,000円 | 32,513,000円 | 32,513,000円 |
| | | 生活支援 体制整備事業 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 |
| | | 一般介護予防 事業 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| | | | 61,454,000円 | 61,454,000円 | 61,454,000円 | 61,454,000円 |
| | 介護保険 事業収入 | 介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業 | 15,361,758円 | 15,570,678円 | 15,782,439円 | 15,997,080円 |
| | | 居宅介護支援事業 | 19,735,462円 | 20,022,109円 | 20,294,410円 | 20,570,414円 |
| | | 通所系 サービス事業 | 138,192,323円 | 140,071,739円 | 141,976,714円 | 143,907,598円 |
| | | | 173,289,543円 | 175,664,526円 | 178,053,563円 | 180,475,092円 |
| | その他収入 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | | | 234,743,543円 | 237,118,526円 | 239,507,563円 | 241,929,092円 |
| | | | | | | 244,383,553円 |
| 支出 | 内訳 | 人件費 | 173,912,443円 | 176,277,652円 | 178,675,028円 | 180,105,009円 |
| | | 事業費 | 12,805,318円 | 12,979,470円 | 13,155,991円 | 13,334,913円 |
| | | 事務費 | 27,465,094円 | 28,838,619円 | 29,217,225円 | 30,038,943円 |
| | | 管理費 | 15,534,309円 | 15,745,576円 | 15,959,715円 | 16,176,768円 |
| | | その他 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | | | 229,717,164円 | 233,841,317円 | 237,007,959円 | 239,655,633円 |
| | | うち団体本部経費 | 10,000,000円 | 10,000,000円 | 10,000,000円 | 10,000,000円 |
| | | | | | | 242,694,589円 |
| | | | | | | |
| | 収支 | | 5,026,379円 | 3,277,209円 | 2,499,604円 | 2,273,459円 |
| | | | | | | 1,688,964円 |

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市浦舟地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

| | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規 雇用 職員等 | 基礎単価 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| | 配置予定人数 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 |

(2) 地域ケアプラザ所長以外

| | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規 雇用 職員等 | 基礎単価 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

| 臨時 雇用 職員等 | ① | 基礎単価 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 配置予定人数 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 |
| ② | 基礎単価 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
| ③ | 基礎単価 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

| | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規 雇用 職員等 | 基礎単価 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| | 配置予定人数 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 |

(2) 地域ケアプラザ所長以外

| | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規 雇用 職員等 | 基礎単価 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| | 配置予定人数 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 |

| 臨時 雇用 職員等 | ① | 基礎単価 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
| ② | 基礎単価 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
| ③ | 基礎単価 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

| | | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規 雇用 職員等 | 基礎単価 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

4 人員配置の理由

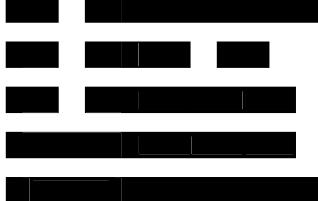
提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

団体の概要

(令和6年12月27日現在)

| | | | | |
|--|---|----------------|----------------|----------------|
| (ふりがな) 団体名 | (しゃかいふくしほうじんよこはましふくしさーびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 | | | |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 | | | | |
| (ふりがな) 名称 | () | | | |
| 所在地 | 〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目31番地 | | | |
| 設立年月日 | 平成9年1月14日 | | | |
| 沿革 | 前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和6年12月には法人設立から40周年を迎えました。 | | | |
| 事業内容等 | 当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21館）や特別養護老人ホーム（5施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第1号訪問事業 ⑲第1号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売 | | | |
| 財務状況 ※直近3か年の事業年度分 | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 総収入 | 13,235,866,425 | 13,532,507,859 | 13,712,032,341 |
| | 総支出 | 13,056,105,675 | 13,306,223,095 | 13,433,525,138 |
| | 当期収支差額 | 179,760,750 | 226,284,764 | 278,507,203 |
| | 次期繰越収支差額 | 3,308,281,592 | 3,759,649,724 | 3,707,066,633 |

| | |
|-------|---|
| 連絡担当者 |  |
| 特記事項 | |